



市章

大津市公報

令和4年1月17日
号外(第2号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 規則
- 1 大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規則

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年1月17日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第1号

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員互助会設置条例施行規則(昭和30年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(会員の範囲)

第3条の2 条例第2条の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

- (1) 一般職の職員のうち、次のいずれかに該当する職員
 - ア 常時勤務を要する職を占める職員(臨時的に任用される職員にあつては、別に定める職員を除く。)
 - イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員(別に定める職員を除く。)
 - ウ 地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員
 - (2) 市長、副市長、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員その他特別職の職員で常時勤務を要するもの
 - (3) その他評議員会の承認を得て理事長が指定する職員
- 第4条中「条例第2条の職員」を「前条各号に掲げる職員のいずれかに該当すること」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。